

承認第3号

専決処分（南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年5月24日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記の理由により専決処分する。

平成31年3月29日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

南風原町条例第 // 号

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

南風原町長

井 戸 正 久

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（10） （略） 4・5 （略）	（職員） 第10条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（10） （略） 4・5 （略）